



鳥取県公報

平成18年4月14日(金)
第7778号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	自動車税の収納の事務の委託 (279) (税務課)	1
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (280) (指導管理室)	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (281) (東部総合事務所福祉保健局)	2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (282) (")	3
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (283) (")	3
	介護老人保健施設の開設の許可 (284) (")	3
	指定居宅サービス事業者の指定 (285) (中部総合事務所福祉保健局)	4
	森林病虫害の駆除命令 (286) (中部総合事務所農林局)	4
	森林病虫害の駆除命令 (287) (西部総合事務所農林局)	5
	結核予防法による医療機関の指定 (288) (倉吉保健所)	5
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (289) (")	6
	結核予防法による医療機関の指定 (290) (米子保健所)	6
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (291) (")	6
	特定計量器の定期検査の実施 (292) (食の安全・くらしの安心推進課)	6
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (293) (会計管理室)	7
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課)	7

告 示

鳥取県告示第279号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、平成18年度における自動車税(平成18年4月1日を賦課期日とするものに限る。)の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委託の相手

株式会社電算システム

株式会社ファミリーマート

株式会社ポプラ

株式会社ローソン

2 委託年月日

平成18年1月27日

鳥取県告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員
恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務	鳥取県総務部福利厚生室 室長補佐 竹内 和久 副主幹 田中 聡
鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納義務	鳥取県福祉保健部障害福祉課地域生活支援室 室長補佐 影山 知也 副主幹 稲村 潤一
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第28条に規定する届出を怠ったことによる過払金の収納事務	鳥取県福祉保健部子ども家庭課 課長補佐 漆原 広実 次世代育成係長 前田 陽三
農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金の収納事務	鳥取県農林水産部経営支援課 副主幹 川口 芳生

2 委任期間

平成18年4月14日から平成19年3月31日まで

鳥取県告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木六丁目10-1	デイサービス・コムスン鳥取	鳥取市吉方127-1	通所介護	平成18年4月1日

社会福祉法人あすなる会 理事長 濱崎芳宏	鳥取市川端四丁目115	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥取市的場一丁目11	通所リハビリテーション、 短期入所療養介護	”
-------------------------	-------------	-----------------	------------	--------------------------	---

鳥取県告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人あすなる会 理事長 濱崎芳宏	鳥取市川端四丁目115	やすらぎ居宅介護支援事業所	鳥取市的場一丁目11	平成18年4月1日

鳥取県告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人山本外科 内科医院 理事長 山本穰	鳥取市末広温泉町125 - 2	山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町125 - 2	訪問リハビリテーション	平成18年4月1日

鳥取県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会福祉法人あすなる会 理事長 濱崎芳宏	鳥取市川端四丁目115	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥取市市場一丁目11	平成18年4月1日

鳥取県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人至誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町158	デイサービスひまわり関金	倉吉市関金町関金宿1891-1	通所介護	平成18年4月1日
医療法人専仁会 理事長 岸田専蔵	倉吉市清谷町一丁目286	介護老人保健施設ハワイ信生苑短期入所生活介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉58-5	短期入所生活介護	〃

鳥取県告示第286号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成18年6月1日から同月30日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び中部総合事務所農林局並びに関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第287号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市並びに西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成18年5月29日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第288号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 赤碕診療所	東伯郡琴浦町大字赤碕1920 - 74	平成18年4月1日

鳥取県告示第289号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名 称	所 在 地	辞退年月日
琴浦町国民健康保険直営 赤碕診療所	東伯郡琴浦町大字赤碕1920 - 74	平成18年3月31日

鳥取県告示第290号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所 在 地	指定年月日
住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200 - 1	平成18年4月1日
藤幸堂薬局	〃	〃
安達医院	米子市両三柳2048	〃
アライブ薬局上道店	境港市上道町3052 - 1	〃
村上内科クリニック	〃	〃
やまがた整形外科クリニック	米子市上福原1455 - 22	平成18年4月12日

鳥取県告示第291号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所 在 地	辞退年月日
安達医院	米子市両三柳2048	平成18年3月31日

鳥取県告示第292号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条

第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡 湯梨浜町	平成18年5月15日(月)	午後1時から 午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷庁舎
〃	平成18年5月16日(火)	〃	東伯郡湯梨浜町大字赤池60-1 鳥取中央農業協同組合羽合選果場
〃	平成18年5月17日(水)	〃	東伯郡湯梨浜町大字泊534-1 湯梨浜町役場泊庁舎
東伯郡 三朝町	平成18年5月19日(金)	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール
東伯郡	平成18年5月26日(金)	〃	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
〃	平成18年6月1日(木)から同月 30日(金)までの日(日曜日及び 土曜日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進 課計量担当

鳥取県告示第293号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売さばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成18年4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成18年3月24日	名古屋市千種区小松町七丁目30	メーキュー株式会社(東部総合事務所内売店)
平成18年3月29日	鳥取市江津730	鳥取県職員労働組合東部福祉保健局分会

公 告

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項の規定に基づき、平成18年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成18年4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 採用する自衛官及び採用予定数
(1) 二等陸士: 2名(男性)

(2) 二等海士：2名(男性)

(3) 二等空士：2名(男性)

(4) 二等海士：1名(女性)

2 募集期間

平成18年5月23日(火)まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 試験期日

平成18年5月24日(水)

(2) 試験種目

筆記試験(国語(作文を含む。)、数学及び社会)、口述試験、適性検査(筆記式)及び身体検査

(3) 試験場

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成18年6月上旬

5 採用予定

(1) 二等陸士(男性)：平成18年7月下旬

(2) 二等海士(男性)及び二等海士(女性)：平成18年8月下旬

(3) 二等空士(男性)：平成18年7月下旬

6 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。

7 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方連絡部(0857-23-2251)

(3) 自衛隊鳥取募集案内所(0857-26-4019)

(4) 自衛隊倉吉募集事務所(0858-26-2900)

(5) 自衛隊米子募集事務所(0859-33-2440)